

徳島県公安委員会規則第11号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 18 日

徳島県公安委員会委員長 三 谷 郁 彦

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 3 中「自動車は、」の次に「道路標識等による最高速度の規制が令第11条又は令第27条第 1 項に定める速度以下の場合に限り、当該道路標識等による」を加える。

別表 2 県道戎山中林富岡港の項の次に次のように加える。

県道阿南勝浦	阿南市下大野町渡り上り 8 番43先から阿南市下大野町五反畑13番 1 先まで
県道阿南小松島	小松島市立江町字中ノ坪278番先から小松島市立江町字中ノ坪261 番 1 先まで

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。